

第 4 回総務産業常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 7 年 7 月 7 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	東川孝義、山崎真由美、遠藤隆男、川村幸栄、清水一夫、水間健詞、中畠孝幸				
委員外議員	なし				
欠席委員	なし				

審査及び報告事項

第 3 回総務産業常任委員会に続き、令和 7 年第 2 回定例会議案第 2 号「名寄市都市公園条例の一部改正について」委員会付託議案を審議

建設水道部より次のとおり補足資料の説明を受けた。

1. 指定管理料の推移 指定管理料は公募時の年次計画を基本として設定
 令和 7 年度 648 万 1,000 円
 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で指定管理料を追加

2. 改正の内容 カーサイト（1 泊）

森の休暇村	4,000 円
中川町ナパートパーク	1,650 円（個人料金 13 歳以上 1 名）
びふかアイランド	3,500 円
レークサイド桜岡	3,000 円～5,000 円
士別市ペコラ	3,500 円～5,000 円

3. 修繕・工事の推移と計画

過去 5 年間平均	約 80 万円	過去 3 年間平均	約 50 万円
今後の修繕計画	センターハウス・コテージ・炊事棟外壁塗装	約 800 万円	
	センターハウス・コテージ・炊事棟屋根塗装	約 600 万円	
	テントサイト枕木	約 100 万円	
	キュービクル機器更新	約 100 万円	

〈主な質疑及び答弁要約〉

- 1 Q 利用料金の改定を決議した後、指定管理者と利用料金について協議、その中で指定管理料についても協議するとのことであるが、どちらかを先に決めなければいけないのでは。考え方は。
- 1 A 基本的には指定管理料は 5 年間で協定を結んでいる。

- 2 Q 修繕費用を考えると一部改正の第一義になるのでは。
- 2 A 利用料金の平準化による収入増で、修繕に回す費用も増えると考えている。
- 3 Q 条例改正の趣旨に修繕費用を盛り込むべきではないか。また、この金額で修繕費用を賄っていけるのかどうか。
- 3 A 老朽化への対応がどこまでできるかは未知数であるが、令和6年度と同数の利用者数で収入増をシミュレーションし、指定管理者と事細かに協議していく。
老朽化に対し、一気に直すことは難しいと考えている。
- 4 Q 修繕への対応について、指定管理者と市との間でどのような取り決めになっているのか。
- 4 A 指定管理者との協定の中で、20万円以内であれば指定管理者が修繕を行い、20万円以上であれば市との協議の中で進めていくことになっている。
- 5 Q センターハウス・コテージ・炊事棟外壁塗装は約800万円であり、料金改正による収入増の中で対応することは難しいのでは。
- 5 A 収入増を踏まえ指定管理者と市とで協議し、その中で折半するかどうかも話しながら年度に分けて計画していくことを考えている。
- 6 Q 今回の条例改正における最初の提案は市と指定管理者のどちらであるか。
- 6 A 指定管理者である。

次回委員会日程を7月14日（月）13時からと確認した後、終了